

社会福祉法人こじか福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こじか福祉会（以下「法人」という。）の定款及び定款施行細則に基づき、法人の理事長、理事、評議員、評議員選任・解任委員及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は無報酬とする。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は無報酬とする。

(業務執行理事の報酬)

第4条 業務執行理事の報酬は無報酬とする。

(理事の報酬)

第5条 理事の報酬は無報酬とする。

(監事の報酬)

第6条 監事の報酬は無報酬とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員の報酬は無報酬とする。

(役員報酬規程の変更)

第8条 この規程は定款二一条の役員報酬等の支給の基準とし、この規程の変更は評議員会の決議によって行う。